

舞鶴市防災アプリケーション導入事業公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

近年の災害の頻発化、激甚化に際し、住民への情報発信能力の向上が求められる中、現在、防災に係る情報は多くの機関が公表しており、その情報種別は多岐にわたっている。住民が自らの判断で避難行動を行うには、どの情報が自分にとって必要な情報なのか理解する必要があるが、多くの情報の中から必要な情報を得ることが困難となっている。そのような課題を解決するために、災害時の避難情報をはじめとする災害情報の発信や、平時から防災意識を高める防災情報、各種市政情報の発信など、住民が自ら容易に必要な情報を入手し、災害時に住民が自らの判断で避難行動が取れるようになることを目的とし、スマートフォン、タブレット端末で利用可能な防災情報発信アプリケーション（以下「アプリ」という。）の構築及び導入を行うものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 舞鶴市防災アプリケーション導入業務
- (2) 業 務 の 内 容 別途「舞鶴市防災アプリケーション導入業務仕様書」のとおり
(別途提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託候補者決定後、協議のうえ作成する。)
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和6年1月15日（月）まで
- (4) 契約の上限額 20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 契約の締結 本実施要領により決定した受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意した後に契約を締結する。

<契約にあたっての主な留意事項>

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容は必要に応じて修正するものとし、そのまま委託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容をもとに業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
- エ 業務の全部又は一部について、市の承諾なしに他者へ再委託することはできない。
- オ 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や舞鶴市会計規則をはじめとする諸規定を適用する。

3. 参加資格

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。

- (3) 舞鶴市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等又は同条第 4 号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 本市及び本店所在地において市長村民税（特別区にあつては都民税）を滞納している者でないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して ISMS 認証基準 JIS Q 27001（ISO/IEC27001）に適合することにより認証を受けていること。

4. スケジュール

日 程	内 容
令和 5 年 5 月 15 日（月）	公告・参加募集受付開始
令和 5 年 5 月 22 日（月）正午	質問の受付期限
令和 5 年 5 月 24 日（水）午後 5 時	質問回答
令和 5 年 6 月 6 日（火）午後 5 時	参加申込書・企画提案書提出期限
令和 5 年 6 月 21 日（水）	審査実施 （プレベンション・ヒアリング実施予定日）
令和 5 年 6 月 27 日（火）	審査結果通知

※上記は予定であり、予告なく変更する場合があります。

プレベンション・ヒアリング実施の詳細な日程等については、別途通知します。

5. 提出書類

- (1) 事業参加申込書（様式 1）
- (2) 事業者概要書（様式 2）

事業者概要書の添付書類（ただし、舞鶴市一般競争（指名競争）入札資格参加登録済みの事業者については、下記ア～オの書類は提出不要とする）

ア 法人登記簿用本（登録事項全部証明）（写し可）

イ 公益法人等の場合は、定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの（写し可）

ウ 法人格のない団体にあつては、代理者の住民票の写し（写し可）

※ 上記のうち、公的機関が発行するものについては、申請日前 3 か月以内に交付されたものとする。

エ 市町村税の滞納のない旨の証明書（未納の税額がない事の証明書）（写し可）

※ 提出日 3 か月以内に市町村の窓口で発行されたもの

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がない事の証明書）（写し可）

※ 提出日 3 か月以内に税務署で発行されたもの（書式その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 いずれも可）

- (3) 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式 3）
- (4) 最近 5 年間の類似業務実績調書（様式 4）
- (5) 業務実施体制表（様式 5）

(6) 企画提案書（様式 6 に企画提案書を付し提出すること）

企画提案書は、別添仕様書の基づき記載し、表紙を除き A4 版 6 枚以内又は A3 版 3 枚以内にする（様式任意）。なお、審査は匿名で行うため、企画提案書の内容に参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

(7) 業務スケジュール表（A4 または A3 版、様式任意）

(8) 経費の内訳を記した見積書（様式任意）

本業務に係る経費に加え、運用開始以降の保守管理等に係る 5 年間の経費（ランニングコスト）についても見積書に記載すること。なお、ランニングコスト算定が困難な場合はその理由及び想定される概算金額について別紙に記載し添付すること。

(9) 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(10) ISMS 認証基準 JIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の認証書の写し

6. 応募書類の提出

(1) 提出期限 令和 5 年 6 月 6 日（火） 午後 5 時まで ※当日消印有効

(2) 提出場所 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市市長公室 危機管理室 危機管理・防災課（別館 5 階）
TEL:0773-66-1089 FAX:0773-64-7688

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）。

(4) 提出部数 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(5) 提出様式 様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。

(6) 留意事項 提出書類（パンフレット等は除く）は、それぞれ簡易に左綴じとすること。（製本はしないこと。）

7. 企画提案書作成に関する質問

(1) 質問期限 令和 5 年 5 月 22 日（月） 正午

(2) 質問方法 所定の質問書（様式 7）により F A X 又は電子メールにて受け付ける。

(3) 回答日時 令和 5 年 5 月 24 日（水） 午後 5 時までに回答する。

(4) 回答方法 舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。

8. 選定方法等

(1) 評価基準 別途「舞鶴市防災アプリ導入業務プロポーザル評価基準」のとおり

(2) 審査方法 提出された書類について、舞鶴市防災アプリ導入業務委託プロポーザル評価委員会（以下、評価委員会）が（1）の評価基準に基づき審査する。

(3) 特定者の選定及び結果通知

ア 失格者を除いた者のうち、（2）の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者（以下「特定者」という。）として選定する。

- イ 最高点の者が複数の場合は、金額の安価な者を特定者とする。なお、金額が同額の場合については、くじ引きにより特定者を選定する。
- ウ ア・イに関わらず、総合点が 90 点未満の場合は、特定者として選定しない。また、プロポーザル参加者 1 者のみの場合であっても、総合得点が 90 点以上でかつ評価委員会が適当と評価した場合は、その者を特定者とする。
- エ 審査の結果については、令和 5 年 6 月 27 日（火）までに文書により審査対象者全員に通知するとともにホームページに公表する。

(4) 失格事項

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提案金額が 2 (4) の契約の上限額を超えた場合
- ウ 提案に関して、談合等の不正行為があった場合
- エ 本実施要領に示した事項及び本件に関する条件に違反した場合
- オ その他、評価委員会が不相当と認めた場合

9. その他

- (1) 企画提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
- (4) 提出された書類等は必要に応じて複写する。なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。提出された書類等は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。
- (5) 企画提案に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。

10. 担当課・問い合わせ先

舞鶴市 市長公室 危機管理室 危機管理・防災課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話：0773-66-1089 FAX：0773-64-7688

Email：kikikanri@city.maizuru.lg.jp